

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

＜障害者施策への意見＞

(障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見)

【1. 相談支援の充実】

① 基幹相談支援センターの設置

- * 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「総合的・専門的な相談支援の実施」「地域の相談支援体制の強化の取り組み（専門的な指導・助言、研修会の企画・運営、事例検討会の開催など）」「地域移行・地域定着の促進の取り組み（地域移行に向けた普及啓発など）」「権利擁護・虐待の防止（成年後見制度の利用促進、虐待防止の普及啓発など）」などの業務を行う基幹相談支援センターを、平成29年度までに設置することが望ましい。
- * 基幹相談支援センターの役割・機能・運営方法を検討する際には、「障害者相談サポートセンター」「指定特定相談支援事業所等」の相談支援機関との役割分担を行い、利用者に対する適切な相談支援体制を構築する必要がある。
- * 基幹相談支援センターの設置にあたっては、市が責任を持って、その運営のための必要な予算措置を講じる必要がある。

② 市の保健師等による生涯一貫したコーディネートの実施

- * 障害児者に対する支援を年齢で区切るのではなく、また家族も含めて一体的に支援していくためには、児童・障害・高齢といった制度の枠組みにとらわれることなく、生涯一貫して見守ることのできる支援機関が必要となる。
- * 市の保健師は、出生時から関わることができるため、そのつながりを細く長く一生涯にわたって継続していくことができる支援体制を構築することで、児童相談所・障害福祉課・高齢福祉課といった市の関係機関による各制度の枠組みによる支援が必要となった場合の「良きつなぎ役（コーディネーター）」となることが大いに期待される。

③ サービス等利用計画の作成意義を理解してもらうための研修会等の実施

- * 相談支援事業所の役割と併せて、サービス等利用計画の作成意義を当事者家族、サービス提供事業者等に理解してもらうため、市が研修会や説明会を開催するなどの取り組みが必要である。

④ 相談支援事業所に対するサービス等利用計画作成のための人件費等の助成

- * 障害福祉サービスの利用者全員にサービス等利用計画を作成できるようにするため、一定の条件（必要な人員配置など）を充たす相談支援事業者に対し、人件費等の助成を行う。

【2. 地域生活支援の充実】

(1) 短期入所の充実

① 単独型短期入所施設の増設

- * 障害者支援施設（入所施設）は、国の方針により、新たに設置される可能性が極めて低いため、障害者支援施設に併設される併設型短期入所の増加は見込めない。
- * 生活介護等の通所施設が、新たに単独型短期入所を設置できるよう、市による整備費の補助などの支援が必要である。

② 単独型短期入所に対する報酬の加算

- * 国の報酬では、併設型より単独型の報酬が高くなっているが、単独型は通所施設に設置されることが多いため、夜間の職員の支援体制により多くの人件費を必要としている。
- * 夜間の支援体制を充実させ、利用者への安全を確保するためには、国の報酬とは別に、市の報酬の加算を行うことが望ましい。

③ 処遇困難者に対する短期入所の報酬の加算

- * 処遇困難者に対しては、市内・市外の短期入所施設に関わらず、受け入れを断られることがあり、受け入れ先を探すことが非常に困難な状況であるため、国の報酬とは別に、市の報酬の加算を行うことが望ましい。

④ 緊急時の短期入所ベッドの確保

- * 現在、主に知的障害者を対象とした緊急時の短期入所ベッドは1床確保されているのみである。主に身体障害者を対象とした緊急時の短期入所ベッドの確保が必要である。

⑤ 障害福祉計画の数値目標の項目に市内の短期入所ベッド数を記載

- * 市内の短期入所ベッドの数を、障害者（併設型・単独型・空床型・緊急用）、障害児（併設型・単独型・空床型・緊急用）ごとに数値目標として記載する。
- * 併せて、短期入所ベッド数の増加のために必要となる各年度の整備費補助の件数を数値目標として記載する。
- * 数値目標の作成にあたっては、必要なニーズ調査を行い、適切な数値を記載する。

(2) グループホームの充実

① グループホームの設置箇所数の大幅な増加

- * 施設入所や病院等から地域への移行の促進、親なきあとの生活を踏まえた自立した生活を支援していくためには、生活の場としてのグループホームの数が大幅に増加することが必要である。
- * 現在の市のグループホーム整備費補助（1か所 100万円）を引き続き継続するとともに、重度の障害者を受け入れることができる設備を有するグループホームを設置するため、国庫補助（1か所 約2,000万円）を活用することにより、計画的に整備していくことが必要である。

② グループホームの運営費に対する市の報酬加算の大幅な増額

- * グループホームの運営費に対して、現在、市が報酬の加算を行っているが、運営状況が厳しく、新たなグループホームの設置や職員の確保が行えない状況があるため、市による更なる報酬の上乗せが必要である。

③ 障害福祉計画の数値目標の項目に市内のグループホームの数を記載

- * 市内のグループホームの設置箇所数の総数、各年度の設置箇所数、各年度の国庫補助による整備箇所数を数値目標として記載する。
- * 数値目標の作成にあたっては、必要なニーズ調査を行い、適切な数値を記載する。

【3. こども支援の充実】

① 「はぐくみかん」の課題や機能を確認する検討会の設置

- * 子ども関連の各種手続き・相談部門を集約して良くなったところの評価や当事者（親子）や支援者（現場）の困り感を課題として整理する場が必要である。
- * 「はぐくみかん」が出来て6年が経過しているので、各担当部署の機能や役割が明確になってきた部分について、障害児やその保護者に対する支援をどのようにつないでいくか、といった連携づくりに向けて、「はぐくみかん」の機能や役割をバージョンアップしていくことが必要である。

② 教育と福祉の連携の強化

- * 支援シート（教育関係）と障害児者の支援に係る基本情報（福祉サービス関係）の共通項目の設定の検討、障害児の放課後等や長期休暇中の居場所づくり、通学時の送迎のための移動支援サービスの利用など、障害児に係る様々な課題を解決するためには、教育と福祉の連携の強化が必要である。
- * 学校の教育現場などで、子どもの成長過程に沿って、これからの進路や大人になってからの生活をイメージできるような取り組みを、より一層行っていくことが必要である。

【4. 就労支援の充実】

① よこすか就労援助センターを中心とした職場定着支援事業の実施

- * 生活面のつまづきから離職につながるケースが多いため、生活面を含めた職場定着支援を強化することを目的として、「よこすか就労援助センター」に職場定着支援員を配置し、市内の障害福祉施設等（主に就労系サービス）の職員や職場経験の豊富な市民（ボランティア）を対象にして、職場定着支援のネットワークの構築や助言・指導等、スキルアップのための研修などを行う必要がある。
- * 市の実施計画（4か年）の中で、平成26年度から段階的に職場定着支援事業を実施することとなっているが、障害福祉計画にも職場定着支援事業の実施を記載する必要がある。

② 就労に結びつける場と就労の機会を提供する場の誘致

- * 市内には障害者が働くことのできる場が少ないため、特例子会社・就労継続支援A型事業所・障害者雇用を行う販売店舗など（就労の機会を提供する場）を積極的に誘致することにより、就労の機会をより多く提供することが必要である。
- * また、市内に就労移行支援事業所（就労に結びつける場）を誘致することにより、就労に結びつく人を増やすことも必要である。
- * 特例子会社については、すでに事業所設立を支援するための助成金制度（特例子会社設立支援事業助成金 540万円）を実施しているが、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所を誘致するため、新たな設立支援助成金（整備費や家賃助成など）の創設などを検討する必要がある。

③ 養護学校卒業生を対象にした就労・生活相談支援センターの設置の検討

- * 養護学校の卒業生については、養護学校の先生が概ね3年間、職場定着のための支援を行っているが、卒業生の方から気軽に相談できる場所がない。
- * 自宅から就労している卒業生は、障害福祉サービスを利用していない場合、サービス等利用計画の対象者とはならないため、本人の生活全般の相談を受けてもらえる機会があまりない。
- * 就労や生活に関する相談は、よこすか就労援助センターでも受けることができるが、支援の対象者の数も多いため、きめ細やかに対応することは難しい。
- * 今後、増え続ける養護学校の卒業生に対して、よこすか就労援助センターの職場定着支援事業とは別に、卒業後の数年間、きめ細やかに支援できる支援機関の設置の検討が必要である。

【5. 権利擁護の充実】

① 社会福祉協議会における障害児者に対する権利擁護の充実

- * 親なきあとの支援という視点に立って、社会福祉協議会が障害児者に対して、成年後見制度の法人後見や日常生活の金銭管理（あんしんセンターの金銭管理の範囲の拡大など）を行うことができないか検討する必要がある。

② 成年後見制度の法人後見の推進

- * 障害者の成年後見は長期間にわたるため、法人後見を積極的に推進していく必要がある。
- * 社会福祉協議会をはじめとして、市内の社会福祉法人等に法人後見の実施について、積極的に働きかけていく必要がある。

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-8249 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

